

公益社団法人福知山市文化協会
福利厚生費支払要綱

（目的）

第1条 この要綱は公益社団法人福知山市文化協会（以下「協会」という。）の会員の福利厚生費（法定福利費を除く）に関する支払いの基準を定めるものとする。

（支払基準）

第2条 福利厚生費の支払いは、協会の会長の承認を受け、次に掲げる事項とする。

- （1）加盟団体主催の文化祭事業で、表彰（文化協会長賞）の副賞として交付するもの。その場合加盟団体は文化祭実施計画書に、副賞の申請を明記して、提出することとする。（但し、金額は3千円程度までとする。）
- （2）その他協会の福利厚生費として適当と認められるもの。

（決裁）

第3条 支払にかかる決裁は、公益社団法人福知山市文化協会事務処理要綱に基づいて行うものとする。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、支払に関して必要な事項は、他の規則要綱に基づくものとする。

附 則

この基準は、平成27年11月14日から施行する。